

長安口ダム新管理協定の締結について

1. 概要

「長安口ダムの管理に関する協定書」は、管理費用の負担割合など、必要事項を定めることを目的として、昭和 46 年に締結したものである。

長安口ダム本体改造の完了に伴い、管理費用負担割合の見直しが必要となるため、ダム再生ガイドラインに基づく、「過去の実績負担額を基準とした負担割合」により、新管理協定を締結する。

2. 経緯

- ・平成 19 年度 長安口ダム改造事業開始（国直轄化）
- ・令和 2 年度 長安口ダム本体改造完了
- ・令和 5 年 1 月 四国電力株式会社が管理協定から撤退を表明

3. 長安口ダムの管理に関する協定書

（1）現管理協定書

・管理費用の負担割合	国土交通省	44.43%
	企業局	55.31%
	四国電力株式会社	0.26%

（2）新管理協定書

・管理費用の負担割合	国土交通省	79.25%
	企業局	20.75%

4. 今後のスケジュール

- ・令和 6 年 3 月 新管理協定の締結
- 4 月 適用開始